

平成 18 年 2 月 27 日

[[適用指針]

企業会計基準適用指針公開草案第15号

-
- 法人名 : 野村証券株式会社
 - 部 署 : グローバル・マーケット企画部
 - 役 職 : 課長代理
 - 名 前 : 関 岳洋
-

■コメント:

要旨としては、詳細は添付ファイルにてご覧下さい。

- ① 基本的に本公開草案には概ね賛成である。但し、細目では尚検討の余地がある。
- ② SPCを通じて発行されるクレジットリンク債やシンセティックCDOについては、その経済実態を鑑み、社債と同様に扱うべきではないか。米国ではSFAS155がリリースされたところであり、日本も再考すべきである。
- ③ ②が受け入れられなかったとして、複数の格付機関から格付を取得することは、証券化市場の実情を鑑み、条件とすべきではない。
- ④ 物価連動国債の設例2で、簡便法と利息法で処理結果が一致する、との表現があるが、条件次第で一致しないこともあるので、表現としては削除されるべき。